



令和3年度各務原市社会福祉事業団職員採用試験要項

この試験は、令和4年4月1日付採用者を決定するために行うものです。

—新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い—

- 試験当日は、来場前の検温をお願いします
- 発熱・咳・倦怠感等がある方は、受験を控えていただくようお願いいたします。
- 当日試験会場内でのマスクの着用をお願いします。

1. 職種・採用予定人員・職務内容・受験資格

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
保育士又は 児童指導員	1 名	主に、児童発達支援センター（事業）において、 保育を行う業務 ・日常生活の保育 ・保護者支援

2. 受験資格（下記①～②の要件をすべて満たしていること）

- ① 昭和37年4月2日以降に生まれた者
- ② 「保育士」資格、又は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に規定する「児童指導員」の資格を有している者、又は令和4年3月末までに当該資格を取得見込の者
- ③ 普通自動車運転免許を有している者

・次に該当する者は、受験できません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3. 受付期間

① 窓口受付の場合

令和3年12月 6日（月）～令和4年1月21日（金）

窓口受付時間：午前8時30分～午後5時15分

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、受け付けできませんので、ご注意願います。）

② 郵送受付の場合

令和3年12月 6日（月）～令和4年1月21日（金）必着

4. 受験申込手続

- ① 所定の申込書と受験票に写真をはって、エントリーシートとともに各務原市社会福祉事業団事務局（福祉の里内）に提出し、受験票に検印のうえ交付を受けること。
- ② 郵送による申込の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、所定の申込書と受験票に写真をはり、84円切手をはった宛先明記の返信用定型封筒（長型3号）を同封して、一般書留又は簡易書留で送付すること。
宛先：〒509-0101 各務原市須衛稲田7番地 各務原市社会福祉事業団事務局
- ③ 申込書に記載不十分なものや写真の小さなものは受理しません。
- ④ 受験に対しての提出書類は返却しません（当方で廃棄します）。

5. 試験の期日・場所

	科 目	期 日	試 験 会 場
試 験	基礎能力検査 適性検査 面 接	令和4年1月30日(日)	各務原市福祉の里

6. 試験の方法・内容

	科 目	内 容
試 験 方 法	基礎能力検査 適性検査	社会福祉事業の従事者としての基礎能力・適性を判断
	面 接	個別面接による人物・適性等の総合判断

7. 合格発表

発 表 日	発 表 方 法
2月中旬	事業団ホームページ上に掲示するとともに、合格者のみに郵送

8. 待遇等

- (1) 初任給(令和3年4月1日現在)は、大学卒 181,400 円、短大卒 169,800 円(地域手当を除く。)です。資格(社会福祉士等)、職歴等がある場合などは、一定の基準により加算されます。
- (2) 昇給は、原則として年1回です。
- (3) 諸手当は、地域手当、期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給要件に応じて支給されます。
- (4) 勤務時間は1日7時間45分、原則として週38時間45分です。
- (5) 業務上必要がある場合は、就業場所又は業務内容の変更、職種変更を命じることがあります。

9. 各務原市社会福祉事業団の概要

各務原市社会福祉事業団は、各務原市が設置する社会福祉施設各務原市福祉の里、虹の家・友愛の家(就労継続支援事業B型)、高齢者生きがいセンター稲田園、障がい者相談支援事業所等の運営を行う社会福祉法人です。

各務原市福祉の里は、つくし(児童発達支援センター)、たんぽぽ(医療型児童発達支援センター)、さくら(児童発達支援事業)、あすなろ(生活介護事業)、ぽぷら(生活介護事業)、支援センター等からなり、その全ての施設が通所形式をとる複合社会福祉施設です。

採用に関する問い合わせ先・郵送による申込先 社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団 事務局 〒509-0101 各務原市須衛稲田7番地 電話 (058) 370-7500

※各務原市社会福祉事業団ホームページ(<http://kakamigahara-fukushi.or.jp/>)から申込書などを取り出すことができます。